

令和8年度 社会福祉法人 立正会 事業計画書

社会福祉法人立正会
特別養護老人ホーム敬愛園
敬愛園デイサービスセンター
敬愛園老人介護支援センター
地域包括支援センター北上中央
養護老人ホーム北星荘
ケアハウス北星荘（短期入所事業含む）
北星荘デイサービスセンター
北星荘訪問介護事業所

[1] 令和 8 年度 社会福祉法人立正会 事業計画

1. 経営方針

新型コロナウイルスが令和 2 年 1 月に国内で初めて確認されて以来、当立正会が経営する事業において、法人主導のもと利用者・職員等の新型コロナウイルス・インフルエンザ等に関する感染予防方針を徹底し、各事業所において感染拡大防止等の取り組みを継続しておりますが、未だに職員等家族関係者の感染報告が散見されており、まだまだ注意が必要な状況が続いており、各事業所施設内感染の予防を中心に取り組んでまいります。

社会福祉法人を取り巻く環境として、我が国の社会保障制度の基本方針・団塊世代を含む高齢化を受けて、これまで同様①高齢者の安全・安心な生活およびその環境整備、②福祉・介護サービスの改革による生産性の向上、③労働環境整備に係る法律や働き方改革関連法の順次施行を踏まえ、さらなる人材確保・育成等への課題に取り組み、その使命・役割を果たしていくことが求められております。今年度においても引き続き労働環境の見直しを行い、介護人材の確保に取り組むと共に、前年度採用させていただきました外国人従業員（特定技能実習生）4 名につきましても、引き続き育成推進してまいります。

2026 年度は、第五次中長期経営計画の 3 年目として、第五次中長期経営計画 2 年目の取組内容を精査し、当法人の理念・基本方針を踏まえて日々業務の充実を図り、社会福祉法人・介護保険施設等が地域共生社会の一員として、また、当法人の経営する事業が社会福祉の担い手としてサービスの質の向上に向けて不断の努力を行いつつ、さらに経営する各事業間の効率的な連携、経営の安定化、福祉・介護サービスを必要とする高齢者、地域住民だれもが安全・安心な日常生活ができるよう事業を進めてまいります。

2. 令和 8 年度の重点目標

- 1) 社会福祉法人立正会第五次中長期経営計画（2024 年度～2028 年度）の前期計画に基づき、**中長期経営計画の 3 年目として計画内容に沿って着実に実践**いたします。併せて、必要に応じて計画の評価・見直等の検証に取り組みます。
- 2) 新型コロナウイルス・インフルエンザ等感染症予防に関する対応等徹底し、円滑な事業実施に向けて取り組みます。具体的には、前年度のコロナ・インフルエンザ等感染状況を踏まえ、法人感染症対策委員会で予防及び感染対応に関する協議を行い、同時に関係機関との連携を図り、感染症予防を講じます。
- 3) 社会福祉法人立正会組織規程に基づき、各事業間の連携並びに円滑な事業運営を推進します。法人ガバナンスにおいては、情報共有し対話を通じて意思決定する体制を築きます。
- 4) 北上市「第 10 次高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」（令和 6 年～令和 8 年度）を受けて、福祉・介護サービスの質の向上に努めると共に、法人・施設各事業の効率的な経営を行います。
 - ① 介護保険報酬の動向（介護職員等処遇改善加算への対応等含）に対応すべき事業毎の利用率（目標）を設定し、その利用率の達成に努めます。また、引き続き施設整備資金借入金償還については償還計画に基づき実行します。
 - ② **地域包括支援センター北上中央の担当地区の拡大（相去、鬼柳に加えて黒沢尻東を追加）**の福祉等ニーズを踏まえ、その果たす役割・機能の充実に取り組みます。在宅サービス利用者の状況等に配慮し、当法人各事業所との連携強化を図り事業実施いたします。
 - ③ 「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」については、利用者の動向を踏まえニーズに合った事業運営に取り組みます。
- 5) 法人事業全体に係わる福祉・介護サービスの質（利用者に対する敬愛の念、業務マニュアル徹底）の向上に取り組みます。特に、通所事業におけるニーズに対応した体制・機能整備を図り、目標に掲げている利用者へのサービスの質と利用者数を確保いたします。
- 6) 人材の確保・育成（養成）、介護職員の処遇改善、さらにはより一層の労働環境の整備に取り組みます。
 - ① 人材確保（特に介護、看護職員）について、引き続き職業紹介機関はじめ介護福祉士養成校等を訪問するなど積極的に取り組みます。
 - ② 立正会職員採用計画の立案と早期募集等に取り組みます。
 - ③ 立正会「職員キャリアパス実施要領」、「働き方改革」さらには「介護職員処遇改善特定加算」等を受けて、職員処遇改善や労働環境整備等を計画的に実践します。

- ・「職位」における給与表格付基準・対応等級基準等の具体化に取り組みます。
- ・初任給基準表の見直し、若手職員の処遇改善、定年再雇用者・パートタイム職員の職員処遇について、給与規定の改正、運用内規等の整備を図ります。
- ・準職員の処遇改善に取り組みます。(就業における見直しキャリアアップ助成金活用)
- ・公的資格(介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、社会福祉主事、認知症ケア、医療的ケア等)取得の奨励・支援に取り組みます。
- ・事業所管理者、主任副主任、リーダー等の基幹職員の役割・目標を明確にし、育成に取り組みます。
- ・法人、施設企画研修及び外部専門研修を計画的に受講できるように取り組みます。

④ 労働環境整備関係規定に基づく各種ハラスメント対策の一環としての体制整備(規定、対応フローチャート、相談体制「相談窓口の設置」等)の強化・具体化 さらには職員への情報提供に取り組みます。

- 7) 法人財政基盤の強化・健全性を前提とした余裕資金の活用等について検討を進めてまいります。
- 8) 北上市社会福祉法人連絡会協働による地域公益活動へ参画し、社会福祉法人としての公益活動の使命の一端を担ってまいります。
- 9) 休止となっている事業所「グループホームけいあい」の、今後の活用(事業関係、及び建物など)について、検討して参ります。

3. 介護保険に係る各事業の円滑な推進とケアサービスの質的向上に取り組む。

・ 居 宅 介 護 支 援 事 業	= 敬愛園老人介護支援センター	(予防プラン含め概ね 220)
・ 介 護 予 防 支 援 事 業	= 地域包括支援センター北上中央	(プラン概ね 220)
・ 通 所 介 護 事 業	= 敬愛園デイサービスセンター	(定員 30 名/日)
〃	= 北星荘デイサービスセンター	(定員 25 名/日)
・ 訪 問 介 護 事 業	= 北星荘訪問介護事業所	
・ 認知症対応型共同生活介護	= グループホームけいあい	(定員 9 名)(休止中)
・ 短期入所生活介護事業	= 特別養護老人ホーム敬愛園	(定員 19 名)
〃	= 北星荘短期入所事業	(定員 9 名)
・ 介 護 老 人 福 祉 施 設	= 特別養護老人ホーム敬愛園	(定員 60 名)
・ 地域密着型介護老人福祉施設	= 地域密着型特別養護老人ホーム敬愛園	(定員 20 名)
・ 特定施設入居者生活介護	= 軽費老人ホーム・ケアハウス北星荘	(定員 30 名)

4. 北上市及び市社会福祉協議会等との連携の下に高齢者保健福祉サービスの推進に取り組む。

・ 地域包括支援センター	= 地域包括支援センター北上中央	
・ 福祉・介護相談・介護予防教室(等)	= 地域包括支援センター北上中央	
・ 生活支援型デイサービス	= 敬愛園デイサービスセンター	
・ 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)	= 敬愛園デイサービスセンター	
〃	= 北星荘デイサービスセンター	
・ 短期入所(生活支援)サービス	= 養護老人ホーム北星荘	(定員 1 名/日)
・ 養 護 老 人 ホ ー ム	= 養護老人ホーム北星荘	(定員 50 名)

〔2〕 令和 8 年度 特別養護老人ホーム敬愛園 事業計画 (地域密着型特別養護老人ホーム敬愛園 事業計画)

1. 事業方針

- (1) 介護保険制度関係省令を踏まえ、指定介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設入所者施設として、業務体制の推進及び、サービス日課の適正な運営に努めます。
- (2) 利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように援助し、また、居宅生活への復帰を念頭に置いて、利用者および家族の希望にそった施設サービス計画の作成に努めます。
- (3) 福祉職員としての自己研鑽につとめ、学習・研修をつみあげ、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供できるよう努めます。
- (4) ユニットケアの理念に則り、施設としての体制確立を目指し、円滑な新規利用者受け入れと、業務の推進を図ります。
- (5) 社会福祉法人立正会・第五次中長期経営計画(2024 年度～2028 年度)に則り、前期の実施状況の検証を行い、後期 2 年間の実施計画重点実施項目における実行計画に取組みます。

(6) 2. 重点目標

生 活 介 護	● ユニットを中心とした業務体制の推進と、ユニットケアの理念に則り、ゆとりある生活を目指したサービス提供に取り組みます。 ● 24 時間シート作成の取り組みを踏まえた、介護サービス計画の実践と定期的な見直し改善に取り組みます。 ● ご家族との交流(面会、行事)について、感染症の予防に努めながら従前の取り組みについて見直しと検証を実施し、内容の充実を図っていきます。 ● 入所検討委員会の機能の充実を図り、利用者の計画的入所受入れを推進します。(入所率 100%を達成できるよう取り組みます) ● 日常生活動作能力の維持・向上に向け、生活リハビリとしての援助に取り組みます。
看護・健康管理 感染症予防	● ユニットを中心とした業務体制の推進と、健康な暮らしのサポート体制作りに取り組みます。 ● 医療的ケアと看取りケアの充実に取り組みます。(資格取得、定期研修、評価・改善) ● 日常生活動作能力の維持・向上に向け、生活リハビリとしての援助に取り組みます。 ● 新型コロナウイルス等感染症予防に関する対応(適切なマスクの着用、手洗い、うがい、消毒の徹底、密の回避)を継続し、感染症予防に努めます。
食 生 活	● 個別希望を踏まえた、栄養ケアマネジメントの実践と定期的な見直しと改善、口腔ケアの充実を図り、食べる事の楽しみを維持できるように取り組みます。 ● 業務日課の推進と、「食」の工夫・改善に取り組みます。 ● 衛生管理に努め、安全・安心な食事を提供します。
居 宅 介 護 サービス	● 短期入所生活介護事業の円滑な推進のために、地域包括支援センター及び居宅介護事支援事業所との連携を密にし、サービスの安定的な供給を図ります。 <u>(事業再編計画における収入見込みの利用率を上方修正し 90%以上を達成できるよう取り組みます)</u>
研 修 委 員 会	● 運営基準に基づいた研修及び委員会を定期的に開催します。 ● 施設内における実務研修等を計画的にすすめ、介護福祉施設職員としての知識と教養・技能向上の継続に努めます。 ● ユニットケア専門研修会への参加及び、資格取得等を促進します。(ユニットリーダー養成) ● 身体拘束等の適正化を図るため、指針に則り取り組みを推進していきます。
運 営 管 理	● 介護職員処遇改善計画の推進、並びに福祉人材(財)確保と養成に引き続き取り組みます。 ● 自然災害を含めた非常事態に備え、地域の防災協力体制及び、被災時対策を踏まえた、防災対策マニュアルに則り取り組みを推進していきます。 ● 利用者の家族や地域の関係機関・住民・ボランティア等との連携を図るとともに地域福祉向上を目的としたボランティア育成・発展に努めます。 ● 介護事故等に対して適切にリスクマネジメントの対応を実施するため、安全指針に基づいた取り組みを推進していきます。
経 営 管 理	● 事業計画の「目標と業務内容」に沿ったサービスの提供を実施します。 ● 事業所の定員・稼働状況を都度分析し、<u>稼働率の確保と加算取得率向上に向けた取り組みを実施します。</u> ● 利用者満足度調査、個別面談(モニタリング)などを通じて、定期的な利用者満足の聴取・分析・分析結果の評価を行ない、サービスの改善につなげていきます。 ● <u>生産性向上の取り組みを推進し、職員の業務負担軽減と利用者のケアの質の向上を図り、働きやすい職場環境の整備に努めます。</u>

〔3〕令和8年度敬愛園デイサービスセンター事業計画

1. 事業方針

- (1) 在宅の要援護高齢者等に対し、通所によって各種福祉サービスを提供し、利用者の福祉向上と家族の介護負担の軽減に努めます。
- (2) 特別養護老人ホーム並びに老人介護支援センター、地域包括支援センターとの連携のもとに要援護高齢者とその家族に対する援助体制づくりに努めます。
- (3) 在宅福祉施策の総合的推進と地域包括ケアシステムの構築のために、行政をはじめ地域の関係機関、団体との連携に努め、在宅福祉サービスの一翼を担います。
- (4) 社会福祉法人立正会・第五次中長期経営計画(2024年度～2028年度)に則り、前期の実施状況の検証を行い、後期2年間の実施計画重点実施項目における実行計画に取り組みます。

2. 重点目標

通所介護事業	① レクリエーション等利用者サービスの充実・向上を図るため、年間計画及び月間計画を作成し実施します。 ② 個別ニーズに応えられるよう通所介護計画を作成し実施するとともに定期的な評価を行います。 ③ 利用者アンケートを実施し、利用者・家族のニーズに応えたサービスを提供できるよう工夫と改善を行います。 ④ 居宅介護支援事業所、包括支援センターとの情報共有、連携を深め、利用率90%以上を達成できるよう利用者確保を図り、地域福祉の向上に寄与します。 ⑤ 北上市介護予防・日常生活支援総合事業における北上市介護予防通所介護サービスによる通所介護サービスの提供を行い、利用者の生活機能維持、向上に努めます。
健康維持促進 感染症予防	① 利用者の心身の障害、疾病を理解するとともに、家族、主治医、協力医療機関との連携のもと、適切な治療・健康維持に努めます。 ② 新型コロナウイルス等感染症予防に関する対応を（手洗い、うがい、消毒の徹底）を行います。
研修	① 外部研修＝利用者サービスの質の向上のために、援助技術習得等を目的とした研修に職員の50%以上の参加を目標とします。 ② 内部研修＝老人福祉施設職員としての自覚とともに、福祉サービス提供者としての資質の向上を図るために、認知症ケア、プライバシー保護、身体拘束排除等の研修を計画的に年5回以上開催します。
運営管理	① 効率的な事業運営に努めて収支の均衡を図り、健全な経営を目標とします。利用者登録増を図り、利用率向上を目指します。 ② 利用者・家族・地域住民を支える地域支援の拠点としての機能を構築していきます。（地域に向けた介護相談会を実施します。）
経営管理	① 事業計画の「目標と業務内容」に沿ったサービスの提供を実施します。 ② 事業所の定員・稼働状況を都度分析し、収入確保に向けた取り組みを実施し、加算取得の状況も精査します。 ③ 利用者満足度調査、個別面談などを通じて、定期的な利用者満足度の聴取・分析・分析結果の評価を行ない、サービスの改善につなげていきます。 ④ <u>生産性向上の取り組みを推進し、職員の業務負担軽減と利用者のケアの質の向上を図り、働きやすい職場環境の整備に努めます。</u>

[4] 令和8年度敬愛園老人介護支援センター事業計画

1. 事業方針

- (1) 在宅の要援護高齢者及びその家族の各種の相談に応じ、適切なサービスの提供・紹介・助言等を行います。
- (2) 地域包括支援センター並びに特別養護老人ホームやデイサービスセンターとの連携のもとに在宅老人と家族に対する援助体制づくりに努めます。
- (3) 地域共生社会(制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「わが事」として参画し人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会)の実現に向けて、行政及び保健医療・福祉サービス関係機関との連携を図ります。
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)について引き続き理解を深め、地域の人的支援・社会資源を活用し利用者のニーズにあった柔軟な対応が出来るように努めます。
- (5) 社会福祉法人立正会・第五次中長期経営計画(2024年度～2028年度)に則り、前期の実施状況の検証を行い、後期2年間の実施計画重点実施項目における実行計画に取り組みます。

2. 重点目標

居宅介護支援事業 (介護予防支援事業)	① 「自立支援」「生活の質の向上」を目指した「介護(予防)計画」の作成に努め、利用者の人格を尊重し、利用者の選択に基づいた、適切な介護サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう調整を行います。 ② 「介護(予防)計画」作成件数において月平均140件以上となるよう取り組み、地域福祉の向上に寄与します。
研修	① 外部研修＝適切な「介護(予防)計画」の作成ができるよう制度やサービス、援助技術等の研修に職員の50%以上の参加を目標とします。 ② 内部研修＝老人福祉施設職員としての自覚とともに、福祉サービス提供者としての資質の向上を図るために、認知症ケア、プライバシー保護、身体拘束排除等の研修を計画的に年5回以上開催します。 ③ 毎月、支援センター会議を開催し担当以外の利用者の情報を共有します。ケース検討会も実施し他者の事例を通じて自らの支援のあり方を客観視でき、ケアマネの資質や姿勢、技術などを再確認する機会をつくり、より良い支援を行う為のスキルアップにつなげます。
健康維持促進 感染症予防	① 利用者の心身の障害、疾病を理解するとともに、家族、主治医、協力医療機関との連携のもと、適切な治療・健康維持に努めます。 ② 新型コロナウイルス感染症等予防に関する対応を(手洗い、うがい、消毒の徹底)を行います。
運営管理	① 福祉・介護ニーズの把握に努め、居宅サービス利用者の掘り起しを行います。 ② 業務分掌を見直し、効率的に業務を進められる様に努めます。
経営管理	① 事業計画の「目標と業務内容」に沿ったサービスの提供を実施します。 ② 事業所の定員・稼働状況を都度分析し、収入確保に向けた取り組みを実施します。 ③ 利用者満足度調査、個別面談などを通じて、定期的な利用者満足度の聴取・分析・分析結果の評価を行ない、サービスの改善につなげていきます。 ④ <u>生産性向上の取り組みを推進し、職員の業務負担の軽減と利用者、家族へのサービスの提供の質の向上を図り、働きやすい職場環境の整備に努めます。</u>

(5)令和8年度事業計画書

地域包括支援センター北上中央

1 基本情報

名称	地域包括支援センター北上中央		
所在地	北上市大堤西2-6-5		
法人名	社会福祉法人立正会		
管理者	伊藤 和子		
職員体制 (令和8年4月1日現在)	保健師その他これに準ずる者		1 人
	社会福祉士その他これに準ずる者		2 人
	主任介護支援専門員その他これに準ずる者		1 人
	認知症地域支援推進員		1 人
	生活支援コーディネーター		1 人
	その他()		人

2 担当地域情報 (各種データは令和7年9月末現在)

担当地区	黒沢尻東地区、相去地区、鬼柳地区		
行政区	黒沢尻11～15区、19・20・26・27区、相去1～11区 鬼柳1～5区		
人口			25,240 人
65歳以上人口	6,580 人	65歳以上高齢化率	26.1 %
75歳以上人口	3,542 人	75歳以上高齢化率	14.0 %
一人暮らし高齢者数			1,763 人
要支援認定者数	人	要支援認定率	0.0 %
要介護認定者数	人	要支援認定率	0.0 %
居宅介護支援事業所			3 か所
居宅系サービス事業所			13 か所
施設系サービス事業所			6 か所
地域密着型サービス事業所			2 か所
病院・診療所			17 か所
歯科診療所			14 か所
薬局			17 か所
自治公民館			41 館
ふれあいデイサービス			20 か所

地域特性 地域の現状と課題	〈相去地区〉 相去は世帯数の約半数を占める大堤地区と、準農村世帯の相去地区に大別される。農村地域は地域内での助け合いもあるが、後期高齢者も増加している。 大堤地区の公営住宅は高齢化も進んでおり、親族との関りが希薄であったり疎遠になり、支援が受けられない高齢者も多くなっている。住宅そのものの老朽化が顕著となっていることも課題である。 〈鬼柳地区〉 農村地帯ではあるが、年々宅地開発が進み、人口の流入も増加している。若い世帯も多いが、昔から住んでいる高齢者世帯との二分化が進んでいる。 昔からの農村地帯では地域の繋がりが深く、支え合う関係が出来ているが、支えられる側だけでなく、支える側の高齢化も進んでいる。 〈相去・鬼柳地区共通課題〉 ・交通手段が少なく、乗合タクシーやおに丸号などの資源もあるが、利用できる地区が限定されている、本数が少ないなど、日常的な移動手段としては不足している状況である。 ・スーパー、商店が少なく買い物の支援を望む声も多い。 ・新しい住宅や若い世帯も増えているが、地域と関わる機会があまりなく、関係は希薄である。 〈黒沢尻東地区〉 マンションやアパートの集合住宅が多い。又築年数の古い家賃の安いアパートも点在している。一人暮らし高齢者及び生活保護世帯が多く住んでいる。 (課題) 集合住宅に居住する高齢者は地縁も近所付き合いも少ないため地域ネットワークの構築が難しくなっている。又地域での見守り助けあいの体制が取りにくい。生活困難や経済困窮の問題を抱えやすい状況にあり問題が大きくなってから発見される傾向にある。
--	--

3 事業計画

(1)重点事業

重点事業1	多様な方の集いの場を創出すると共に、気軽に声を掛け合える地域作りに取り組む。	
	計画	・支えられる側、支える側の区別がなくそれぞれが出来ることを発揮しながら、自分らしく生活出来る地域作り。 ・高齢男性が地域と繋がる居場所作り。
重点事業2	黒沢尻東地区とのネットワークの構築、社会資源の情報収集を行う	
	計画	地域包括支援センター北上中央の周知を図りながら、これまでのつながりを切らすことのないよう各関係機関と顔の見える関係を構築していく。
	活動内容	・民児協、自治協議会等との連携により社会資源の情報収集を行い、顔見知りの関係性を築く。

(2)各業務

	計画	活動内容・活動量
共通事項	(ア)事業計画の策定 (イ)関係機関等との連携 (ウ)地域との連携 (エ)広報活動 (オ)法令の順守と個人情報の保護 (カ)居宅介護支援事業所との連携 (キ)尊厳の保持と自立支援	(ア) 年1回事業計画を策定し評価を実施する。 (イ) 個別ケースや地域ケア会議等において随時連携を図る。 (ウ) 民生児童委員定例会に月1回参加、社会福祉協議会相去、鬼柳支部、東支部と1年に1回情報交換会を行う。 (エ)随時 (オ)日々管理の徹底を図る。年1回法人のマニュアルに応じて勉強会をする。 (カ) 圏域内の居宅介護支援事業所を月1回訪問する。年5回各連携機関と情報共有及び課題を抽出しながらエリア内研修を開催する。 (キ)個別ケースに応じて地域ケア会議等を開催する。・地域で「わたしのきぼうノート」を活用し勉強会行う(年4回)
総合相談支援業務	・地域の高齢者の生活実態、必要な支援等を把握すると共に、相談に対して適切な保健、医療介護サービス及び関係機関との連携を図り、支援に繋げることができるよう努める。 ・地域の相談窓口として、全ての相談を一旦受け止め、ワンストップサービスに努める。	・医療機関、介護事業所、民生委員、地域における様々な関係機関との情報交換を行い地域ケア会議を開催する(年2回) ・高齢者の実態把握訪問を行う(月60件) ・高齢者部門に限らず、障がいや子供など幅広く連携を深める。(年1回研修を行う)
権利擁護業務	・どの職種の職員が相談を受けても、初期対応が行えるよう包括内で高齢者虐待対応の研修を行う。これまで対応したケースの振り返りを通して、職員の気づきの視点やアセスメント能力の向上に取り組む。 ・認知症地域支援推進員、看護師と連携し、身近な話題から権利擁護を自分の事として感じてもらいながら、成年後見制度、心づもりの周知を行っていく。	・包括支援センター内で高齢者社虐待対応研修、事例検討を年1回ずつ行う。 ・住民主体のサロン、集いの場に3ヶ月に1回程度訪問し、権利擁護や心づもりについてミニ講話を実施する。
包括的・継続的ケアマネジメント業務	・地域における包括的・継続的なケアを実施するため主治医、介護支援専門員、介護サービス事業所等関係機関との連携体制を構築する。 ・居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して相談に応じると共に困難ケースの事例には対応策を検討したり個別地域ケアを開催し支援を行う。	・必要に応じて地域ケア会議、個別のケース会議を開催する。 ・圏域内のネットワーク研修を年5回開催する。 ・支援困難ケースにおいては同行訪問等を行い寄り添った支援を行う。

	計画	活動内容・活動量
介護予防・日常生活支援総合事業・介護予防支援事業における介護予防ケアマネジメント業務の実施	・健康寿命の延伸を図る為フレイル・プレフレイルの段階から予防活動に努める。 ・高齢者自身の意思・意欲を尊重し望む生活に近づける自立支援型ケアプランを作成する。 ・短期集中予防型サービス事業活用の支援を行う。	・月60件お元気訪問を実施し高齢者の状況確認と介護予防に向けての情報提供を行う。 ・短期集中C型の利用を年間10件 ・リハビリ専門職と共同し適切なアセスメントを行う（随時）。 ・長寿介護課や健康づくり課の保健師等と連携を図り把握したハイリスク者に対し早期介入を行う。
医療介護連携の推進	・医療、介護を必要とする高齢者が適切な支援を受けることができるよう医療機関のMSW、医師、医療スタッフ、薬剤師等と情報を共有し連携を図る。 ・高齢者が在宅で安心した生活を継続できるよう関係機関と連携を図る。	・医療と介護の情報提供書を活用し情報交換を行う。 ・救急医療情報キット、あんしんホットライン、中部ネットワークの活用について周知する。 ・わたしのきぼうノートを活用し自身を知るツールとして、また家族や関係者は、その価値観を大切にする。 ・医療・介護関係の研修に参加し自己研鑽に努める。
認知症施策の推進	・認知症ひとり歩き(徘徊)訓練の開催を目指す。その基盤づくりとして認知症サポーター養成講座を開催する。 ・教育機関などと連携しチームオレンジの活動支援を行う。 ・地域で継続的に認知症支援の啓発に取り組む。	・月50件実態把握を行う。 ・認知症サポーター養成講座を年5回以上開催する。 ・チームオレンジの活動支援を行う ・NPO法人わらすばで月1回ろばの会を開催する。 ・地域にある学童などの行事に参加する。
生活支援体制の整備	・おたすけサポーター養成講座受講者との繋がりを深め、地域の課題を検討して行く。 ・男性が参加したくなるような催しを開催し、交流を図る。 ・地域にある資源をマップにし可視化する。 ・黒沢尻東地区の社会資源を知り、関係を深める。	・おたすけサポーター養成講座受講者の交流会開催。 ・新規おたすけサポーター養成講座受講者:3名募る。 ・地域の方、社協支部や民生委員さん等から情報を頂き包括内共有。 ・高齢男性の交流会(年2回)
地域ケア会議の充実	・定期的に地域ケア会議を開催し、関係機関、民生委員、地域の協力者、地域住民とのネットワークを構築する。 ・当事者や支援者、家族等の声を聞く機会を作る	・黒沢尻東地区、相去、鬼柳地区それぞれで年2回地域ケア会議を開催し、地域課題の分析や資源の把握に努める。 ・困難事例ケースに関しては必要時個別地域ケア会議を開催する。
地域共生社会に向けた包括的支援体制づくり	・地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、障がい福祉分野、子ども、子育て支援分野、保健分野との連携を深め切れのない支援体制を作る。 ・各分野と課題を共有すると共に圏域内の住民自治組織や民生委員、ボランティア等と連携を図る。	・高齢のみならず、障がい、子供、ひきこもり等の相談機関との連携を密に研修会を開催する(年2回) ・鬼柳自治会で行っているおにやなぎ便利屋さんの会議に参加する。(随時)
独自の工夫・独自事業等	・NPO法人わらすば等、高齢者以外の分野で活動している団体と繋がり、介護予防・生活支援の資源開発に一緒に取り組んでいく。	・高齢者のみならず子供や障害を抱えておられる方など自由に集える居場所作りのため月1回以上ミーティングを行う。

6.養護老人ホーム北星荘事業計画

1. 事業方針

- ・ 法人の理念「敬愛」に基づき、利用者の尊厳維持と権利擁護に努めます。
- ・ 新型コロナウイルス等感染予防対策を講じ、利用者お一人おひとりが、安心して生きがいある生活を送ることができるよう支援をします。
- ・ 第5次中長期経営計画の3年目として、計画内容に沿って実践し、当法人の理念を踏まえて日々業務の充実を図ります。また、事業間の効率的な連携を軸に、経営の安定化、福祉・介護サービスを必要とする利用者が安全・安心な日常生活を送ることができるよう事業を進めてまいります。

2. 事業の重点目標

1) 【処遇方針検討表（個別支援計画）の作成と個々の生活課題に即した支援】

処遇方針検討表（個別支援計画）の作成・見直しは利用者を主体に、多職種協働で行います。作成した計画に基づき、身の回りの行為の自立（律）に向けての支援、生活づくりへの参加の援助、精神生活の充足に向けての援助等を行い利用者の生活の質の向上を目指します。

2) 【個別処遇の実践】

利用者が安心して過ごせるよう寄り添う支援を実践します。そのためのオンライン研修の活用促進はじめ、内外の研修等を通じて職員の資質向上を図り、利用者支援に取り組みます。

3) 【リスクマネジメント】

事故防止については、ヒヤリハット情報を共有し、未然防止策を講じる事ができるように改善を図ります。また、言葉による拘束を含む全ての身体拘束を行わない生活支援・介護の徹底に努めます。苦情・要望については利用者がより伝えやすい雰囲気づくりに努めます。

BCP（事業継続計画）を基に、研修や訓練に取り組みます。又、必要に応じて計画の見直しを行います。

4) 【生きがいの支援】

介護と同時に「生きがいの支援」について、今後のあり方を再考し、既存の活動の評価・見直しなどにより、新たな活動の創出に取り組みます。

5) 【疾病の予防と早期発見、早期治療への支援】

利用者の健康状態を把握し、疾病の予防に努めます。看護師を中心に各職種が連携・協働を図り、穏やかな生活を送れるように支援します。

6) 【豊かな食生活への支援】

栄養バランスを考えた食事を、疾患や嚥下能力を考慮し提供します。何より、経口摂取が維持され「食の楽しみ」を持ち続けて頂けるように、日々の口腔ケアに努めます。

7) 【居室（個室）内の生活空間整備への支援】

利用者のベッド周りから、居室、食堂、談話スペース、花壇、庭、スタッフステーションを始め倉庫等、整理整頓に心がけ、清潔で安心して生活頂ける環境整備に努めます。

8) 【経営の安定が利用者・職員の暮らしを支える指標となる事を確認しながらの福祉実践】

福祉事務所、地域包括支援センター等との連携を強化し、養護老人ホームの利用を必要とされておられる方の把握と速やかな支援の提供に努め、月の初日の在籍率99%以上を目指します。

また、疾病の早期発見、早期治療、及び、転倒事故防止等による入院者数の減少に努め、在荘率96%以上を利用目標とし取り組みます。併せて、重度障がいを抱えた利用者の生活の場について、特養への移動を実施していきます。

7. ケアハウス北星荘事業計画

(特定施設入居者生活介護事業・北星荘短期入所生活介護事業)

1. 事業方針

- ・ 法人の理念「敬愛」に基づき、施設利用者の尊厳維持と権利擁護に努めます。
- ・ 新型コロナウイルス等感染予防対策を講じ、利用者お一人おひとりが、安心して生きがいある生活を送ることができるよう支援をします。
- ・ 第5次中長期経営計画の3年目として、計画内容に沿って実践し、当法人の理念を踏まえて日々業務の充実を図ります。また、事業間の効率的な連携を軸に、経営の安定化、福祉・介護サービスを必要とする利用者が安全・安心な日常生活を送ることができるよう事業を進めてまいります。

2. 事業の重点目標

1) 【ケアプランに基づく個々の生活課題に即した介護サービスの提供と生活支援】

ケアプランの作成・見直しは、利用者を主体とし家族の参画を得た上で、多職種協働で行います。作成した計画に基づき、身の回りの行為の自立（律）に向けての介護、生活づくりへの参加の援助、精神生活の充足に向けての援助等を行い利用者の生活の質の向上を目指します。

2) 【個別ケアの実践】

利用者が安心して過ごせるよう寄り添うケアを実践します。そのためのオンライン研修の活用促進はじめ、内外の研修等を通じて職員の資質向上を図り、利用者の個別ケアに取り組みます。

3) 【リスクマネジメント】

事故防止については、ヒヤリハット情報を共有し、未然防止策を講じる事ができるように改善を図っていきます。また、言葉による拘束を含む全ての身体拘束を行わない生活支援・介護の徹底に努めます。苦情・要望については、利用者がより伝えやすい雰囲気づくりに努めます。

BCP（事業継続計画）を基に、研修や訓練に取り組みます。又、必要に応じて計画の見直しを行います。

4) 【生きがいの支援】

介護と同時に「生きがいの支援」について、今後のあり方を再考し、既存の活動の評価・見直しなどにより、新たな活動の創出に取り組みます。

5) 【疾病の予防と早期発見、早期治療への支援】

利用者の健康状態を把握し、疾病の予防に努めます。看護師を中心に各職種が連携・協働を図り、穏やかな生活を送れるように支援します。

6) 【豊かな食生活への支援】

栄養バランスを考えた食事を、疾患や嚥下能力を考慮し提供します。何より、経口摂取が維持され「食の楽しみ」を持ち続けて頂けるように、日々の口腔ケアに努めます。

7) 【居室（個室）内の生活空間整備への支援】

利用者のベッド周りから、居室、食堂、談話スペース、花壇、庭、スタッフステーションを始め倉庫等、整理整頓に心がけ、清潔で安心して生活頂ける環境整備に努めます。

8) 【短期入所事業（介護保険適用事業）の存続を図ります。】

短期入所を必要とされている地域ニーズに応えるため、職員の確保と業務内容の創意工夫に取り組みます。職員体制を強化し1日3～4名程度の稼働率を目指します。

9) 【経営の安定が利用者・職員の暮らしを支える指標となる事を確認しながらの福祉実践】

居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等との連携を強化し、サービスを必要とされておられる方の把握と速やかな利用の提供に努め、月の初日の在籍率99%以上を目指します。

また、疾病の早期発見、早期治療、及び、転倒事故等による入院者数の減少に努め、在荘率96%以上を利用目標とし取り組みます。

8.北星荘デイサービスセンター事業計画

1. 事業方針

- ・ 法人の理念「敬愛」に基づき、利用者の個人の尊厳と権利擁護に努めます。
- ・ 新型コロナウイルス等感染予防対策を講じ、利用者お一人おひとりが、生きがいある在宅での生活を送ることができるように、丁寧な介護サービスを提供します。

2. 第5次中長期経営計画の3年目として、計画内容に沿って実践し、当法人の理念を踏まえて日々業務の充実を図ります。また、事業間の効率的な連携を軸に、経営の安定化、福祉・介護サービスを必要とする利用者が安全・安心な日常生活を送ることができるよう事業を進めてまいります。

3. 事業の重点目標

1) 【ケアプラン及び通所介護計画書に基づく介護サービスの提供】

在宅等の要介護者に対して、利用者主体でご家族、担当ケアマネージャー等と連携の上、介護ニーズを把握しながら、利用者・家族の生活を支えていくためのサービスの提供に努めます。

2) 【個別ケアの実践・ご家族への支援】

利用者の身体状態・精神状態等をもとに事例検討を行い、共通認識をもった上で適切なケアに努めます。ご家族との連携も保持しながら、専門的な視点から在宅生活を支えます。

3) 【リスクマネジメント】

事故防止については、ヒヤリハット情報を共有し、未然防止策を講じる事ができるように改善を図っていきます。また、言葉による拘束を含む全ての身体拘束を行わない生活支援・介護の徹底に努めます。苦情・要望については、利用者がより伝えやすい雰囲気づくりに努めます。

BCP（事業継続計画）を基に、研修や訓練に取り組みます。又、必要に応じて計画の見直しを行います。

4) 【生きがいの支援】

レク活動や介護予防活動について、柔軟な発想と創意工夫に努め、介護と同時に「生きがいの支援」について、今後のあり方を再考し、既存の活動の評価・見直しなどにより、新たな活動の創出に取り組みます。

5) 【疾病の予防と早期発見、早期治療に向けての支援】

利用者の健康状態を把握し、疾病の予防に努めます。看護師を中心に各職種が連携・協働を図り、穏やかな在宅生活を送れるように支援します。

6) 【食の楽しみの支援】

栄養バランスを考えた昼食を、疾患や嚥下能力を考慮し提供します。選択食や季節の行事食等、「食の楽しみ」を持てるように栄養士等と連携を図っていきます。

7) 【経営の安定が利用者・職員の暮らしを支える指標となる事を確認しながらの福祉実践】

居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等との連携を強化し、ニーズの把握と速やかなサービスの提供に努め、1日平均23名以上、利用率90%以上の利用目標とし取り組みます。

また、現状を踏まえて事業運営の見直しなど、検討を進めてまいります。

9.北星荘訪問介護事業所事業計画

1. 事業方針

- ・ 法人の理念「敬愛」に基づき、利用者の尊厳と権利擁護に努めます。
- ・ 新型コロナウイルス等感染予防対策を講じ、利用者お一人おひとりが、生きがいある生活を送ることができるように、利用者の立場を正しく理解し、丁寧な介護サービスを提供します。
- ・ 第5次中長期経営計画の3年目として、計画内容に沿って実践し、当法人の理念を踏まえて日々業務の充実を図ります。また、事業間の効率的な連携を軸に、経営の安定化、福祉・介護サービスを必要とする利用者が安全・安心な日常生活を送ることができるよう事業を進めてまいります。

2. 事業の重点目標

1) 【ケアプラン及び訪問介護計画書に基づく介護サービスの提供】

在宅等の要介護者に対して、利用者主体でご家族や担当ケアマネージャー等と連携を取って介護ニーズを把握しながら、利用者の生活を支えていくためのサービス提供に努めます。

2) 【個別ケアの実践】

利用者が安心して過ごせるよう寄り添うケアを実践します。オンライン研修の活用促進はじめ、内外の研修等を通じて職員の資質向上を図り、より良いサービスの提供に取り組みます。

3) 【リスクマネジメント】

事故防止については、ヒヤリハット情報を共有し、未然防止策を講じる事ができるように改善を図っていきます。また、言葉による拘束を含む全ての身体拘束を行わない介護の徹底に努めます。苦情・要望については、利用者がより伝えやすい雰囲気づくりに努めます。

BCP（事業継続計画）を基に、研修や訓練に取り組みます。又、必要に応じて計画の見直しを行います。

4) 【疾病の予防と早期発見、早期治療に向けての支援】

利用者の健康状態を把握し、疾病の予防に努めます。ケアマネージャー、家族はじめ、関係者と連携・協働を図り、穏やかな在宅生活を送れるように支援します。

5) 【経営の安定が利用者・職員の暮らしを支える指標となる事を確認しながらの福祉実践】

ケアマネージャー、居宅介護支援事業所、そして養護老人ホームとの連携を強化し、訪問介護を必要とされておられる方の把握と速やかなサービスの提供に努めます。